

2025 年 11 月 18 日

各 位

Global X Japan 株式会社

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

グローバル X 半導体 ETF (2243)

グローバル X US テック・トップ 20 ETF (2244)

2. 変更の内容

2025 年 12 月 18 日より、ETF の設定解約単位を以下の通り変更いたします。

変更後	変更前
1 万口以上 1 口単位	5 万口以上 5 万口単位

3. 変更の理由

設定解約単位を引き下げることによる指定参加者およびマーケットメイカーの流動性供給の活性化を勘案し、変更するものです。

4. 日程

2025 年 12 月 17 日まで 金融庁へ届出

2025 年 12 月 18 日 変更日

・信託変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

GLOBAL X

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX 半導体 ETF

変 更 後	現 行
(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ （略） (信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ （略）	(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ （略） (信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ （略）

GLOBAL X

グローバルX US テック・トップ20 ETF

変 更 後	現 行
(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ （略） (信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ （略）	(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑦ （略） (信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑧ （略）

以上

<お問い合わせ先>

Global X Japan 株式会社 GXJ_cs@globalxetfs.co.jp